

「透析医療機関の消費税負担増加に関する 緊急アンケート調査 2019」結果報告

太田圭洋*1 山川智之*1 土谷晋一郎*1 隈 博政*1 宍戸寛治*1 戸澤修平*1
秋澤忠男*2 篠田俊雄*2 甲田 豊*2

要 旨

2019年10月に消費税が8%から10%に引き上げられた。2019年10月改定において、消費税対応分として、診療報酬改定において0.41%分が、初診料、再診料等の基本診療料に上乘せされたが、透析医療機関の負担増加分を補うには不十分な対応となった。前回5%から8%に消費税率が引き上げられた2014年4月改定時に日本透析医会が実施した緊急アンケートで、維持透析施設において1透析あたり約243円の正味負担増加となっていたが、2019年10月改定でも維持透析医療機関の負担は約130円の正味負担増加となったことが今回の調査で判明した。この結果は税の公平性の観点からも問題であり、是正を働きかけていく必要がある。

はじめに

消費税は最終消費者がすべて負担することが原則の間接税であるが、消費税導入時に保険診療は非課税と決められたことから、その後、「医療機関における消費税損税問題（最近では控除対象外消費税問題）」が医療界の大きな課題となり現在まで続いている。

保険診療が非課税とされたため、患者から消費税を徴収することができないにもかかわらず、医療機関は医業経費のうち人件費を除くほぼすべての支出に対して消費税を負担することとなった。そのため消費税負担として診療報酬を配慮するとして、消費税導入時の1989年に0.84%、5%への引き上げ時である1997年

には0.77%の診療報酬引き上げ対応が行われたが、消費税分を加点した項目（診療行為）が限定されたこと、またその後の度重なる改定において、補てんされた消費税分が把握困難となった。

当時の消費税補てん分が把握困難となった中で、多くの医療団体（特に病院団体）の調査で、医療機関の消費税負担分が補填分を大幅に超過している実態が示され、医療機関に不合理な負担となっていると医療機関側から主張されてきた。

5%から8%への引き上げが行われた2014年改定時には、この問題をどのように処理すべきか、中医協において専門の分科会（「医療機関等における消費税負担に関する分科会」）が組織され検討された。検討の結果、2013年9月25日に「議論の中間整理」が公表され、そこで示された原則に従い、2014年診療報酬改定時に0.63%分を診療報酬に消費税負担増加分として補填された。2014年改定では、技術料を含めた個別の診療報酬点数への加点は行わず、基本診療料である初診料、再診料および入院基本料への加点で対応することとなり、初診料が12点、再診料が3点、入院基本料が約2%程度引き上げられることで決着した。

しかし、消費税補てん分が初診料・再診料などの基本診療料のみの加点での対応では、透析医療は大きな負担増加となることが以前から指摘されていた。透析医療は

- ① 1診療あたりの単価が、他の診療科と大きく異なること

- ② 課税経費比率が一般診療所より高いこと
- ③ 人工腎臓点数に多くの薬品や診療材料が包括されていること

の三つの理由により、基本診療料のみでの補填では透析医療機関に過大で不合理な消費税負担を強いることとなる。そのため日本透析医学会は、2014年改定において厚生労働省保険局医療課へ申し入れを行い、改定要望事項の第1順位として消費税負担増加への配慮を要望した。しかし、消費税問題は医療界全体に係る非常に大きな問題のため、個別の対応は困難とのことで、要望が認められることはなかった。

2019年10月の消費税8%から10%への引き上げ時に、どのように消費税負担増加分である0.41%分1,900億円の改定財源を診療報酬上で配点するかに関しては、2018年夏以降、中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会で議論された。日本透析医学会は厚生労働省保険局医療課、日本医師会等へ、基本診療料のみではなく個別項目（人工腎臓技術料）への補てんを行うよう強く要望したが残念ながら認められなかった。2019年10月改定においても2014年改定と同様に基本診療料のみで補てんすることとなり、結果として2回の消費税改定とも透析医療機関は不合理な消費税負担を強いられることとなった。

日本透析医学会は透析医療機関の消費税問題への配慮を、再度、厚生労働省へ要望するため、透析医療機関の消費税負担増加に関するアンケートを行うこととなった。

1 目的と対象、方法

調査は、維持透析における消費税改定における医療施設の正味負担増加分を把握することを目的に2019年7月に実施された。対象は日本透析医学会会員で、通院透析施設をもっている会員とし、アンケート形式で行われた。入院医療を行っている医療機関は原則対象外としたが、入院部分と通院透析部分が経理処理上分離可能な会員は、その通院透析部分を対象とした。

アンケート用紙を図1-1, 1-2, 1-3に示す。アンケートは、各施設の2018年度の決算書をもとに、消費税負担増加分（5%から10%）を計算することとした。5%から10%の消費税負担増加分を調査対象としたのは、今回の消費税改定においては5%から8%への税率引き上げ時の一部の病院類型への補てん不足が明

アンケート調査の対象と、消費税負担増に伴う補てん不足額の計算方法

【調査対象】
通院透析施設及び入院医療*を行っている、かつ通院透析施設をお持ちの医療機関で、施設単位での計算が可能な施設のみにご回答ください。

*入院医療を行っており、入院部門と通院透析部門が分離困難な医療機関は回答不要です。入院部分が入ると計算が非常に難しくなるためです。

(ア) 入院医療を行っていない通院透析医療機関は、医療機関全体で計算してください。

(イ) 入院医療を行っていて、通院透析施設をお持ちの医療機関で、施設単位での計算が可能な場合には、通院透析施設部分で計算してください。

【計算方法】
 2018年度の損益計算書をもとに、1透析あたりの消費税補てん不足額を、別紙1「1透析あたりの消費税率引上げに伴う補てん不足額の計算方法」に従い計算してください。

*今回の税率引き上げは8%から10%ですが、厚生労働省は5%から10%の負担を精算に調整したしておりますので、本調査も5%から10%の負担増加を調査します。

- 今回も診療報酬改定では、薬品、診療材料に関しては、薬価及び材料費選価格設定時に消費税分を配慮したことになっておりますので、薬品費、診療材料費の増税分に関しては原則として計算不要です。
- ただし、人工腎臓包括点数内のESA製剤、生食、抗凝固剤、透析液及び穿刺針は、上記の消費税対応がされませんでしたので、透析医療機関の負担が増加しています。したがって、年間薬品費の中の上記品目に関しては、購入金額（税込）の5/108を負担増加分として計算します。

ご不明な点があれば、**FAX**または**E-mail**でお問い合わせください。

<連絡先>
 公益社団法人日本透析医学会事務局
 FAX：03-3255-6474 E-mail：info@touseki-ikai.or.jp

図1-1 アンケート調査票

別紙1

1 透析あたりの消費税率引上げ（5%→10%）に伴う補てん不足額の計算方法

2018年度の損益計算書及び患者数等から、以下の方法で消費税補てん額、消費税負担増加分を試算します（別紙2の計算例参照）。1円未満は切り捨ててください。

1) 年間延べ透析回数 ----- ① _____ 回
（把握が困難な場合、3月の患者数×156で代用可）

2) 消費税率引上げにおける、診療報酬改定に伴う補てん額（年間）の計算
 外来初診料・再診料：初診料180円、再診料40円

初診料分に関しては、年間初診回数がわかれば計算してください。
 初診回数の把握が困難な場合には、再診料のみで計算可

初診料算定回数 × 180円 + 40円 × ① ----- ② _____ 円

3) 消費税増税における、負担増加分（年間）の計算
 2018年度の損益計算書（税込）上の以下の経費項目は、課税項目として5/108を負担増加分とします。

(ア) 経費等にかかる消費税増加分
（医薬費用の中で、給与費、薬品費、診療材料費、減価償却費を除くすべての経費）

----- × 5/108 ----- ③ _____ 円
上記の課税品目の費用（税込）

(イ) 薬品費の中でESA製剤、透析に使用する生食、抗凝固剤、透析液及び穿刺針にかかる消費税増加分

----- × 5/108 ----- ④ _____ 円
上記の課税品目の費用（税込）

4) 改定による補てん不足額（年額）：= ③ + ④ - ② ----- ⑤ _____ 円

5) 1透析あたりの補てん不足額の計算：= ⑤ / ① ----- ⑥ _____ 円

↓
 <回答用紙に転記>

図1-2 アンケート調査票

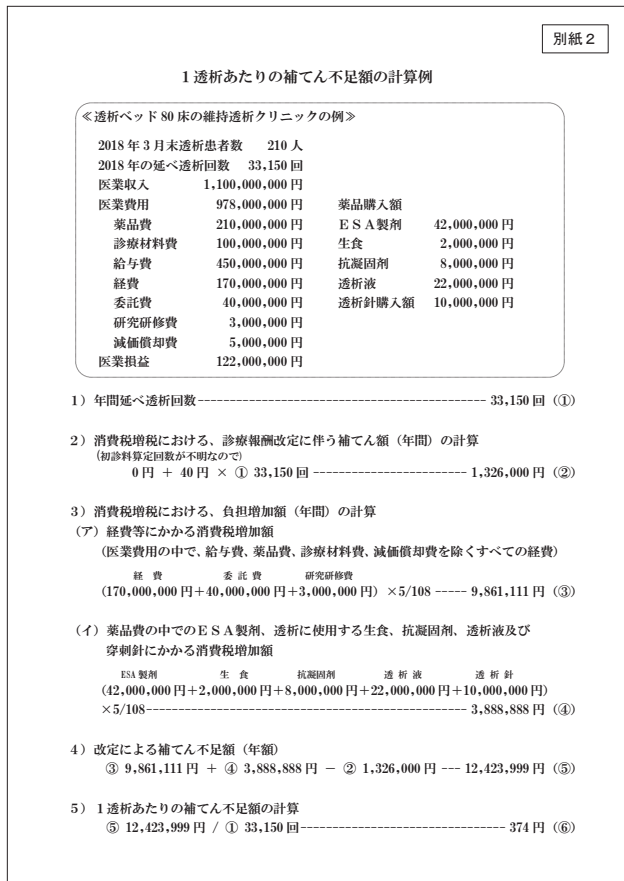


図 1-3 アンケート調査票

らかになったことから、厚生労働省が 2019 年 10 月の改定時には、その補てん不足分を含めて精緻化して 5% から 10% への税率引き上げ分が正しく各医療機関に補てんされるように点数を設定したとしていることによる。この補てん合計から 1 透析あたりの消費税負担正味増加分（5% から 10%）を試算する形式とした。

また、透析収入割合や、施設の透析患者数によりどのような影響がでるかを把握するため、施設の地域、維持透析患者数、透析収入割合を質問した。

2 調査結果

748 施設にアンケートを送付し 137 施設から回答を得た（表 1）。そのうち透析収入割合が 80% 未満の施設、または 1 透析負担増加額が 1,000 円を超過すると回答した明らかな異常値を除き 94 施設分を有効回答とした。有効回答率は 12.6% であった。

① 1 透析あたりの 5% から 10% への税率引き上げ（2014 年改定および 2019 年 10 月改定）に伴う消費税負担正味増加額

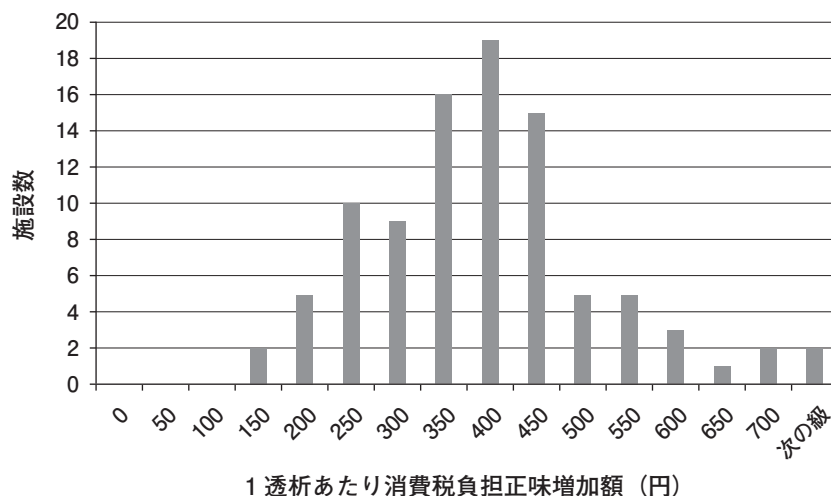
表 2 に結果を示す。94 施設からの回答による 5% から 10% への消費税率引き上げ（2014 年改定および 2019 年 10 月改定）に伴う 1 透析あたりの消費税負担正味増加額（消費税負担増加額 - 消費税補てん分）は、平均値で 371 円、中央値は 356 円であった。図 2 にそ

表 1 アンケート調査数

アンケート送付先	748 施設
回答数	137 施設
有効回答数	94 施設
有効回答率	12.6%

表 2 1 透析あたり消費税負担正味増加額
 （5% から 10% への 2 回の引き上げ分）

平均値	371 円
中央値	356 円



1 透析あたり消費税負担正味増加額 (円)

図 2 1 透析あたり消費税負担正味増加額
 （2014 年改定および 2019 年 10 月改定の影響額合計）

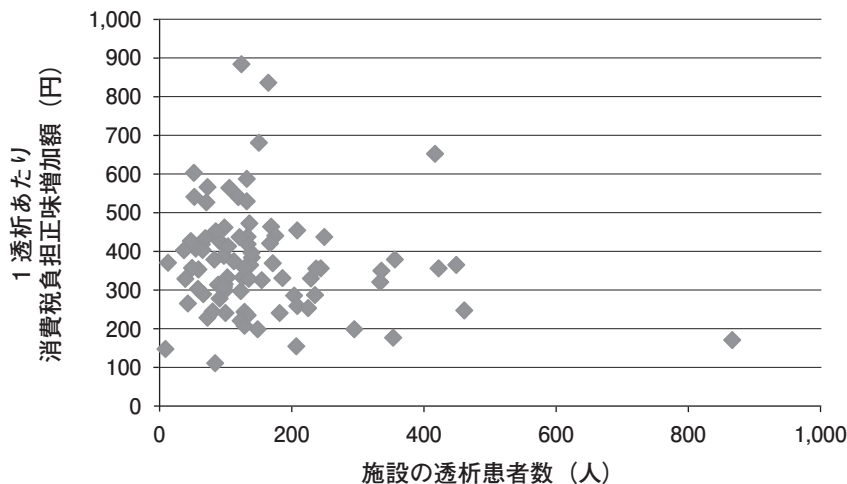


図3 施設の透析患者数と1透析あたり消費税負担正味増加額

のヒストグラムを示す。

② 施設の透析患者数と消費税負担正味増加額

図3に結果を示す。施設の透析患者数と消費税負担正味増加額とは明らかな関係は見られなかった。

3 考察

今回のアンケート結果から、2019年10月改定時における消費税対応では、透析医療機関における消費税負担増加は対応不能であり、2014年改定時よりもさらに不合理な負担が増加したことが示された。5%から10%への消費税率引き上げ（2014年改定および2019年10月改定）で1透析あたり平均で371円という正味負担増加は、透析患者数33万人で1年156回の透析が行われると仮定した場合、透析業界で約190億円もの医療機関への補てん不足が発生したこととなる。

前回2014年調査では1透析あたり平均で278円の正味負担増加という結果であったが¹⁾、今回と同じ有効回答基準（透析収入割合が80%未満の施設、または1透析負担増加額が1,000円を超える明らかな異常値の回答を除く）を用いた再計算では、2014年改定時の5%から8%の消費税率引き上げ時の1透析あたりの消費税負担正味増加額は平均値で243円、中央値で237円であった。したがって、この結果から試算すると、今回の2019年10月改定において透析医療機関の負担はさらに約130円ほど増加したこととなる。

消費税は最終消費者が負担することが原則の間接税であり、それを中間事業者である医療機関が負担を強いられることはそもそも問題である。また同時に税制には「税の3原則」というものがある。公平の原則、

中立の原則、簡素の原則である。その中で「公平の原則」とは「特定の人有利になったり、不利になったりしない公平な課税でなくてはならない」というものである。医療の消費税問題（控除対象外消費税問題）そのものの解決に関しては、医療界全体で医師会や病院団体が中心になって問題解決に取り組んでいるが、それが解決されるまでの間に、1診療科（特別な医療行為を行う医療機関）のみが、許容範囲を超える不公平な消費税負担を強いられることは、税の原則からしても問題があり、対応策（診療報酬による適切な補てん対応法）を工夫する義務が厚生労働省にはある。

前回、2014年改定時から、日本透析医学会は透析医療機関の消費税の不合理な負担増加に対して厚生労働省の他、関係機関に強く訴えてきたが、今回の改定でも改善されることはなかった。財政の逼迫している我が国においては、消費税率が10%で上げ止まるかどうかは予断を許さない状態であり、今後も今回の対応が踏襲されると透析医療機関への不合理な負担はさらに増大することとなる。透析医療機関はたび重なる診療報酬の引き下げで経営状態が悪化傾向にある。我が国における透析医療の安定的な供給のためにも、関係者はこの問題の解決を積極的に厚生労働省に働きかけていく必要がある。

さいごに

2019年10月における消費税の8%から10%への税率引き上げにさいして、診療報酬では基本診療料（初診料、再診料）において消費税負担増加分を補てんする対応がとられたことにより、透析医療機関は、1透

析あたり約 130 円もの負担増加を強いられることとなった。5% から 10% の 2 回の消費税率引き上げにより、透析医療機関への補てん不足は 1 透析あたり 371 円となった。

文 献

- 1) 太田圭洋, 山川智之, 秋澤忠男, 他: 「透析医療機関の消費税負担増加に関する緊急アンケート調査」結果報告, 日透医誌 2014; 29: 409-412.